

4 申告書第四表（損失申告用）の記載要領

(1) 「1 損失額又は所得金額」の「B 譲渡・一時」の「㉔差引金額 (A-B)」欄

「㉔差引金額 (A-B)」欄の各欄は、所得内通算又は損益通算を次により行い、通算前の金額を下段にかっこ書きし、上段に通算後の金額を記載します。

イ 「短期・分離譲渡」の赤字は他の「短期・分離譲渡」の黒字から差し引き、引ききれない赤字は、「長期・分離譲渡」の黒字から、「一般分」、「特定分」、「軽減分」の順に差し引きします。

ただし、「長期・分離譲渡」の黒字の区分内について、これと異なる順序による差引計算を行っても差し支えありません。

(注) それでもなお引ききれない「短期・分離譲渡」の赤字はないものとみなされ、損益通算をすることができません。

ロ 「長期・分離譲渡」の赤字は他の「長期・分離譲渡」の黒字から上記4(1)イの順に差し引き、引ききれない赤字は、「短期・分離譲渡」の黒字から、「一般分」、「軽減分」の順に差し引きします。

(注) それでもなお引ききれない「長期・分離譲渡」の赤字はないものとみなされ、損益通算をすることができません。

ただし、「長期・分離譲渡」の赤字のうち特定損失額については、損益通算の対象となります。

ハ 「総合譲渡」の赤字は他の「総合譲渡」の黒字から差し引きします。

なお、引ききれない赤字が生じた場合であっても、「分離譲渡」の黒字からは差し引くことができません。

また、「長期・分離譲渡」の赤字のうち損益通算の対象となる特定損失額がある場合には、「総合譲渡」、「長期・分離譲渡」（特定損失額に限ります。）の赤字の順に「総合譲渡」の黒字から差し引きします。ただし、これと異なる順序による差引計算を行っても差し支えありません。

(2) 「1 損失額又は所得金額」の「B 譲渡・一時」の「㉕損失額又は所得金額」欄

「㉕損失額又は所得金額」欄の各欄は、「㉖特別控除額」を差し引いた金額を次により記載します。

イ 「㉔差引金額 (A-B)」が全て赤字の場合には、「総合譲渡」欄は「㉔差引金額 (A-B)」の赤字を転記し、「分離譲渡」欄には「0」と記載します。

ただし、「長期・分離譲渡」の「㉔差引金額 (A-B)」欄の赤字のうちに、特定損失額がある場合には、その赤字の金額を記載します。

ロ 「㉔差引金額 (A-B)」が全て黒字の場合には、その黒字の金額を記載します。

ハ 「㉔差引金額 (A-B)」の「譲渡」が赤字で「一時」が黒字の場合には、「譲渡」の赤字のうち、損益通算の対象となる「総合譲渡」、「長期・分離譲渡」（特定損失額に限ります。）の赤字を、特別控除後の「一時」の黒字から差し引き、差引前の金額を下段にかっこ書きし、上段に差引後の金額を記載します。

なお、損益通算の対象とならない「分離課税」の赤字がある場合には、「0」を記載します。

(3) 「2 損益の通算」欄

「㊤通算前」の各欄は、「1 損失額又は所得金額」の㊸から㊼の金額を転記します。二段書きされている場合には、上段の金額を記載します。

なお、「2 損益の通算」の㊿欄は、損益通算の対象となる特定損失額のみを記載することとなりますので、「1 損失額又は所得金額」の㊿欄が黒字又は0の場合には、記載を要しません。

(注) 「1 損失額又は所得金額」の「㊾損失額又は所得金額」の「分離譲渡」欄には、「分離譲渡」が赤字の場合には、「特定損失額」又は「0」を記載します。